

## 1 目黒区実施計画改定素案に対するパブリックコメントの実施結果について

### (1) パブリックコメントの概要について

目黒区実施計画の策定にあたり、令和6年11月15日から12月16日まで目黒区実施計画改定素案に対するご意見を募集しました。これは、平成21年2月25日制定の「目黒区パブリックコメント手続要綱」に基づくパブリックコメントとして実施したものです。

お寄せいただいたご意見とそれに対応する検討結果をパブリックコメントの実施結果としてまとめています。なお、長文にわたるものや重複、具体的な名称等は、趣旨を損なわない範囲で一部省略、追記、要約または分割している場合があります。

(2) 意見募集期間      令和6年11月15日 から 12月16日 まで

(3) 周知方法      ア 掲載場所      めぐろ区報（令和6年11月15日号）、目黒区公式ウェブサイト  
X（旧 Twitter）、LINE、YouTube  
イ 配布・閲覧場所      目黒区総合庁舎4階 企画経営課  
地区サービス事務所（東部地区を除く）、各住区センター、各区立図書館

(4) 意見提出者数

区 分		種 別				計
		書面	F A X	電子メール	専用フォーム	
個人	提出者	14	1	0	12	27
	(意見数)	(24)	(1)	(0)	(60)	(85)
団体	提出者	7	4	3	7	21
	(意見数)	(8)	(4)	(16)	(9)	(37)
議会	提出者	2	0	2	0	4
	(意見数)	(17)	(0)	(30)	(0)	(47)
計	提出者	23	5	5	19	52
	(意見数)	(49)	(5)	(46)	(69)	(169)

※ (参考)

職員意見	提出者	0	0	1	0	1
	(意見数)	(0)	(0)	(2)	(0)	(2)

(5) 対応区分別件数 (複数回答有り)

番 号	内 容	計
1	意見の趣旨を踏まえて計画案に反映します。	5
2	意見の趣旨は計画案に取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	60
3	意見の趣旨は計画案には取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。	40
4	意見の趣旨は、今後の検討・研究の課題とします。	44
5	意見の趣旨に沿うことは困難です。	12
6	意見の趣旨を関係機関・団体に伝達します。	5
7	その他	6
合 計		172